

産業構造審議会知的財産分科会
不正競争防止小委員会
外国公務員贈賄に関するワーキンググループの設置について

令和4年8月

1. 趣旨

不正競争防止法では、国際約束に基づく禁止行為として、OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づき、外国公務員贈賄罪を規律している（同法第 18 条第 1 項）。平成 10 年に、不正競争防止法を改正し同罪を規定して以降も OECD 贈賄作業部会の相互審査等に対応する形で、順次、規律の強化を図るとともに、国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として、「外国公務員贈賄防止指針」等を作成し、普及啓発を行うことによって、未然の防止策にも力を入れてきたところである。

一方で、直近、2019 年に実施された第 4 期対日審査報告において、他の加盟国との比較において罰金額が低廉にとどまっていること、また、過去の事案において時効の完成により法人が起訴されなかったことがあること、更には、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し日本企業を起訴する管轄権を有していない、といった指摘とともに、同罪に係る規律を、更に高いレベルとするよう制度的手当を行うべき、との勧告を受けている（「自然人及び法人に対する罰金額の上限の引上げ」（勧告 12. a、15. a）、「公訴時効期間の延長」（勧告 7. c）、「外国従業員に対する法人管轄権の確保」（勧告 14. b））。

このような状況を踏まえ、令和 4 年 5 月に取りまとめられた「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」（産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会）では、外国公務員贈賄罪の制度課題を取り上げ、国際約束の着実な履行の観点、また、我が国の腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信し、国際的な議論・取組をリードするとの観点から、将来の制度的手当に向けて、継続的に議論を進めることとしている。

そこで、同中間整理を受け、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に関する制度課題を集中的に審議する場として、不正競争防止小委員会の下に新たに「外国公務員贈賄に関するワーキンググループ」を設置する。

なお、不正競争防止小委員会では、現在、不正競争防止法の情報財及びデザイン・ブランド関係の規律について議論を行っているところ、同委員会は、知的財産法制に精通する有識者及び実務家を中心に構成されており、外国公務員贈賄罪は、専ら刑事法制に係わる論点となるため、専門性を有する有識者・実務家も、同委員会の委員とは大きく異なる。したがって、外国公務員贈賄罪に関する制度課題を集中的に審議するためには、不正競争防止小委員会とは別に、4 つの勧告に直接関連する刑事法や国際法等の分野の有識者や実務家で構成されるワーキンググループを新

設する必要がある。

2. 検討事項

当面は以下の4つの事項を中心に検討を行うこととし、必要に応じて、今後生じ得る、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪の制度課題に関する新たな検討事項についても審議の対象とする。

(1) 自然人に対する制裁の在り方

現状、外国公務員贈賄罪の自然人に係る法定刑は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科とされているが、罰金の上限を十分引き上げる法律を制定するよう勧告を受けていることを契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、法定刑の引上げを含めた制裁の在り方について検討を行う。

(2) 法人に対する制裁の在り方

現状、外国公務員贈賄罪の法人に係る法定刑は、3億円以下の罰金とされているが、大規模な汚職事案においても、科される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げる、又は、贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供するよう勧告を受けていることを契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、法定刑の引上げを含めた制裁の在り方（罰金スライド制の当否も含む。）について検討を行う。

(3) 公訴時効の在り方

現状、不正競争防止法及び刑事訴訟法によれば、外国公務員贈賄罪の公訴時効期間は、自然人・法人のいずれも5年であるが、外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置を採る、又は、同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入するよう勧告を受けていることから、我が国の刑事法制との整合性や(1)の検討を踏まえつつ、どのような解決策が考え得るかについて検討を行う。

(4) 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄を行った場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために、法制を見直すよう勧告されていることから、我が国の刑事法制との整合性を踏まえつつ、法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方について検討する。

3. スケジュール

当面の4つの課題に関しては、本年8月に第1回会議を開催、その後月1回程度の頻度で3～4回開催し、本年11、12月頃を目途に検討結果をまとめる。来年度以降においても新たに検討すべき課題が生じる度に、適宜開催し、2年を目途に廃止を検討する。